

(1) ○教人職第○○号 ■■■■公立学校教員に対する懲戒処分について

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・処分対象者に関する個人情報 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・服務事故の発生日時及び発生場所 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・関係者に関する個人情報 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・服務事故に係る概要、認定した事実、処分の理由等、確認した事故の発生の経緯及び事実 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・教育委員会及び学校の対応 (一般的な記述を除く。)	当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況、指導状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号) 当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)

(1) 添付資料 教職員の服務事故について（報告）

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・文書記号 ・発信者名 ・「3 発生場所」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・「4 当事者の氏名等」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)	当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)
・「5 発生の状況」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。)	当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合すること

・「6 学校及び■■■■教育委員会の対応措置」欄 (一般的な記述を除く。) ・「7 ■■■■教育委員会の見解」欄 (一般的な記述を除く。) ・「8 添付資料」欄及び添付資料	により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)
	当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)
	開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)

- (1) 添付資料 ■■■■教諭■■■■の服務事故に関する事情聴取書
■■■■教諭■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書
■■■■教諭■■■■の服務事故に対する監督責任に関する事情聴取書

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・件名 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・「3 被聴取者」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容を除く。) ・「5 告知事項」欄 (東京都教育委員会が処分公表基準に基づき公表している情報と同等の内容及び一般的な記述を除く。)	当事者・関係者の所属名及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)
・「6 聴取内容」欄	当事者・関係者の所属名、氏名等、事故者への指導状況、服務事故に係る状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報

	と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)
	当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号)

(1) 添付資料 ■■■■■公立学校■■■■■教諭の処分について (内申)

開示しない部分	開示しない理由及び根拠規定
・文書記号 ・発信者名 ・担当 ・「件名」及び「本文」欄 (一般的な内容を除く。)	当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため (東京都情報公開条例第7条第2号)